第一種電気工事士免状交付申請（知事の認定を受けようとする方の場合）について

１　申請者の要件

次の要件をいずれも満たす方

・　第一種電気工事士試験に合格し、かつ、電気に関する工事に関し実務の経験を有する者と同等以上の知識及び技能を有していること（具体的には電気主任技術者免状を有し、又は高圧電気工事技術者試験に合格し、一定以上の実務経験があること）

・　住所地が栃木県の区域内にあること

２　必要書類及び注意事項

(1)　第一種電気工事士免状交付申請書

(2)　電気工事士法第４条第３項第２号の認定申請書

(3)　電気主任技術者免状の写し又は高圧電気工事技術者試験合格証の写し

(4)　実務経験証明書

(5)　実務経験に関して必要な資格に係る免状等の写し

(4)及び(5)に関しては、３をご覧ください。

(6)　住民票の写し等（氏名、住所、生年月日を証する運転免許証等の写し）１通

有効期間又は有効期限のあるものは有効なもの、その他のものは発行日から６か月以内のものです。

ただし、申請書に住民票コードを記入すれば不要です。

(7)　写真１枚

撮影から６か月以内のものを、縦４cm×横３cmの大きさに切り、裏面に氏名を記入してください。ポラロイドは不可です。

(8)　手数料

以下のいずれかの方法で手数料6,000円を納入してください。

1. 栃木県収入証紙

申請書の所定欄に重ねずしっかりと貼付してください（消印はしないこと）。栃木県収入証紙は、県内のファミリーマート、ローソンの一部店舗、県庁生協売店、県の各地方合同庁舎、栃木県電気工事業工業組合等で取り扱っています。郵便局や足利銀行での取り扱いはありませんので、御注意ください。詳細は右の二次元コードから「・栃木県収入証紙販売所一覧」を御覧ください。

1. POSレジ（令和７(2025)年４月１日から）

工業振興課(県庁本館６階)に来課してください。その後、県庁生協売店(本館２階)において、以下により支払いを行うことができます。

・クレジットカード及びデビットカード（VISA、Mastercard、JCB、DinersClub、DISCOVER、AmericanExpress、銀聯）

・電子マネー（nanaco、WAON、楽天Edy、交通系ICカード(Suica、PASMO等)、QUICPay）

・コード決済（PayPay、auPAY、楽天ペイ、d払い、AliPAY、WeChatPay他）

なお、支払時に発行されるレシートを申請書の裏面にしっかりと貼付してください。

1. 電子収納（令和７(2025)年４月１日から）

県の電子申請システムを利用し、以下により支払いを行うことができます。

・クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）

・電子マネー（楽天Edy、モバイルSuica）

・コード決済（PayPay、メルペイ）

・Apple Pay

・Pay-easy

・コンビニ払い

なお、決済終了後に「申込内容照会」画面を印刷し、申請書に添付してください。

３　実務経験及び実務経験証明書に関する注意事項

(1)　電気主任技術者免状を有している方は、次の電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務経験が５年以上必要です。

ア　電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督

イ　自ら行う電気工作物の工事((3)に注意)、維持又は運用

(2)　高圧電気工事技術者試験の合格者は、電気工作物の工事の実務経験((3)に注意)が３年以上必要です。

(3)　(1)のイのうち電気工作物の工事及び(2)に関しては、次の点にご注意ください。

ア　工事を行うために資格を必要とする次の工事の実務経験については、期間は資格を取得した後の実務経験の期間とします。実務経験証明書のほか次の免状等の写しを提出してください。

(ｱ)　600Ｖ以下の一般用電気工作物等に関する工事：第二種電気工事士免状

(ｲ)　平成２年８月までの500KW未満の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証

(ｳ)　600Ｖ以下の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証

イ　500KW以上の自家用電気工作物に関する工事への従事は、電気主任技術者の監督指導があれば資格を必要としません。実務経験証明書には、従事した工事５件程度について工事名（建物名）、工期（従事期間）、電気主任技術者の氏名及び契約電力（最大電力）を記入してください。

(4)　実務経験の証明者は、次のとおりとします。

ア　申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合は、雇用主又は雇用主であった者

イ　申請者が電気管理技術者（電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第52条の２第１号に規定する要件に該当する者であって、第52条第２項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたもの）である場合は、当該委託契約に係る発電所若しくは需要設備を設置している者若しくは設置していた者又は当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者

なお、証明者が法人の場合の証明印は、代表者印としてもらってください。

また、ア又はイに掲げる者が法人の場合で証明者が当該法人から委任された者（支店長、工場長、発電所長など）である場合は、証明書に委任状（写しでも可）を付けてもらってください。

(5)　申請後の処理を円滑、迅速にするため、実務経験証明書の事前確認を行っておりますので、ファクシミリ（028-622-1934）等でお送りください。

４　提出方法・提出先

郵送（簡易書留）又は持参

〒320-0056　宇都宮市戸祭４-14-31　栃木県電気工事業工業組合

持参の場合は、土･日･祝日、12月29日～１月３日を除く日の８：30～17：15

５　免状の交付

申請書の受理から免状の交付までには、最長で１か月程度を要します。提出書類の不足、記入漏れなどがある場合は、さらに期間を要しますので、提出前に十分に確認をお願いします。

免状は、簡易書留郵便でお送りします。

栃木県電気工事業工業組合

電話　028-622-1931

FAX 　028-622-1934

E-mail　totidenjimukyokucho@totiden.jp